

通行規制調査票の提出について(お願い)

新潟市

道路の占有・使用に伴い、以下に該当する通行規制を行う際には、通行規制調査票の提出をお願いします。

○提出対象となる通行規制

- (1) 全面通行止め(車両、大型車通行止め) → **すべての路線**で対象
 (2) 片側交互通行、車線減少(歩道のみの通行止めは対象外)
 → **日交通量約2万台以上**の国道、県道及び主要な市道(一覧表参照)
 → **路線一覧表以外**の国道、県道及び主要な市道で、**規制期間が3日以上**

日交通量約2万台以上の路線一覧表

区	路線名
東区	国道113号, (県)新潟新発田村上線, (県)新潟港横越線, (県)新潟亀田内野線, (県)新潟村松三川線, (県)山の下東港線1号
中央区	国道113号, 国道402号 (県)新潟新発田村上線, (県)新潟亀田内野線, (県)新潟停車場線, (県)新潟黒埼インター笹口線, (県)白山停車場女池線, (県)新潟港沼垂線 (市)曾和インター信濃町2号, (市)笹口紫竹山線, (市)弁天橋姥ヶ山線, (市)明石紫竹山線, (市)広小路通線, (市)西堀通線, (市)一番堀通入船線, (市)紫竹山鳥屋野線
西区	(県)新潟黒埼インター線, (県)新潟燕線, (県)寺尾停車場線 (市)曾和インター信濃町1号

(裏面に続く)

(裏面)

○お知らせ

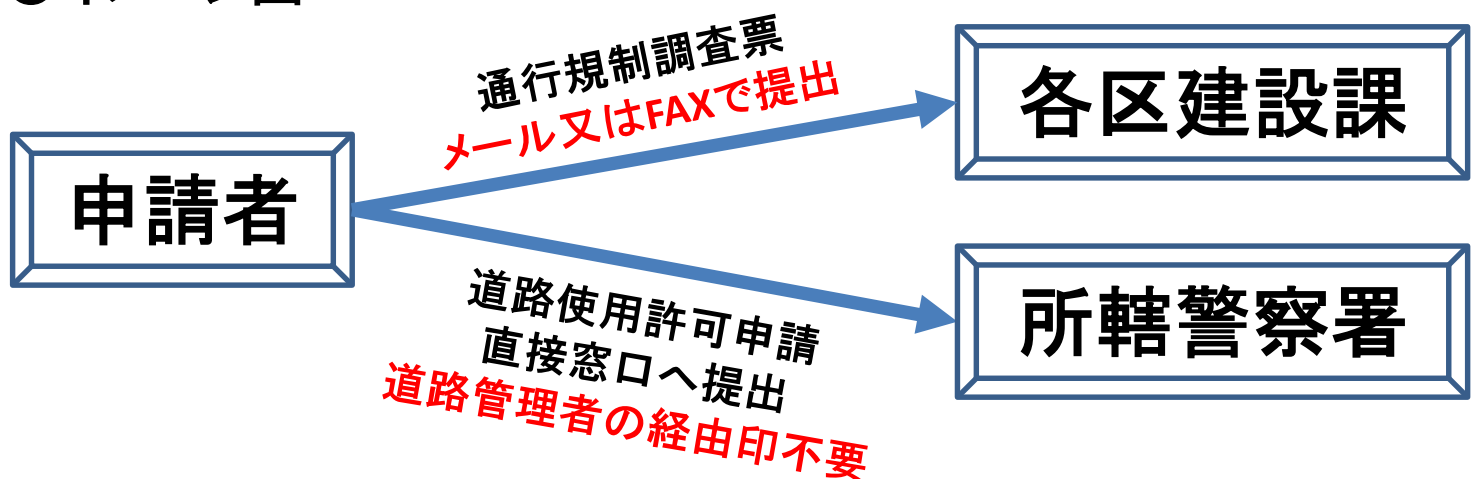
令和4年7月1日からは、通行規制調査票を
メール又はFAXでも受け付けます！

(経緯)

令和4年7月1日より、『経由印』が廃止され、道路使用許可の申請時に、道路を管理する国・県・市町村の窓口に行く必要がなくなります。それに伴い、通行規制調査票についても、市の窓口へ赴いての記入・提出のほか、メール又はFAXによる記入・提出(※)を受け付けます。

※記入様式は市ホームページからダウンロードできます。

○イメージ図



(提出先)

調査票は、通行規制箇所の道路を管轄する各区建設課へ
ご提出ください。

北区建設課 メール kensetsu.n@city.niigata.lg.jp FAX 025-387-1070
東区建設課 メール kensetsu.e@city.niigata.lg.jp FAX 025-273-0178
中央区建設課 メール kensetsu.c@city.niigata.lg.jp FAX 025-228-1260
江南区建設課 メール kensetsu.k@city.niigata.lg.jp FAX 025-381-7090
秋葉区建設課 メール kensetsu.a@city.niigata.lg.jp FAX 0250-24-8340
南区建設課 メール kensetsu.s@city.niigata.lg.jp FAX 025-372-4233
西区建設課 メール kensetsu.w@city.niigata.lg.jp FAX 025-269-1660
西蒲区建設課 メール kensetsu.nsk@city.niigata.lg.jp FAX 0256-72-3180